

笠置町公告第1号

一般競争入札の実施について

29笠企地創第4号 笠置いこいの館改修工事の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年 2月9日

笠置町長 西村 典夫

一般競争入札の実施について

笠置いこいの館改修工事の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年 2月 9日

笠置町長 西村 典夫

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 笠置いこいの館改修工事
- (2) 工事番号 29笠企地創第4号
- (3) 工事場所 京都府相楽郡笠置町大字笠置 地内
- (4) 工事概要 ・改修工事
- 建築面積： 2,482.16 m²
- 床面積：1階 1,734.69 m² プロムナード 569.06 m²
- 2階 1,362.64 m²
- 中3階 73.12 m²
- 3階 89.24 m²
- 合計 3,259.69 m² プロムナード 569.06 m²
- 全合計 3,828.75 m²
- 構 造：鉄筋コンクリート造 3階建（大浴場屋根部分1部鉄骨部）
- (5) 工事期間 契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで（予定）
- (6) 予定価格 ￥39,450,000円（税抜き）

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字隅田24

笠置町役場 企画観光課分室

電話番号 0743-95-2896

ファクシミリ番号 0743-95-2821

3 入札の参加に付する事項

入札参加資格要件	入札に参加するために必要な資格は、入札公告共通事項1ほか、次の要件を満たすこと。 (1)建設工事共同企業体であって、別紙共同企業体要件を満たす企業体であること。 (2)施工実績 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「国、地方公共団体等」という。)が発注する工事で、平成11年度以降に完成した「建築工事」の元請(共同企業体として受注した場合にあっては、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。)としての実績を有する者であること。
入札保証金	免除
契約保証金	有り 共通事項11のとおり
最低制限価格	設定有り
低入札調査基準価格	設定なし

前 払 金	有り(当初：契約金額の40%以内、中間：契約金額の20%以内)	
部 分 払	無し	
入札参加資格確認申請書の提出書類	(1)一般競争入札参加資格確認申請書 別記(様式1) (2)一般競争入札参加資格確認資料〔別紙 企業体要件(2)参照〕	
その他入札手続等	入札公告共通事項のとおり	
手 続 等	期 間・期 日・期 限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年2月9日(金) 午前9時から 平成30年2月14日(水) 午後4時まで	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年2月9日(金) 午前9時から 平成30年2月27日(火) 午後2時まで	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年2月15日(木) 午前9時から午後5時まで 平成30年2月16日(金) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
質 問 の 受 付	申請書等に関する質問 ：平成30年2月16日(金) 正午まで 設計図書に関する質問 ：平成30年2月21日(水) 正午まで	共通事項5のとおり
回 答 の 閲 覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 ：平成30年2月23日(金)	共通事項5のとおり
入 札 (開 札) 日 時	平成30年2月28日(水) 午前10時30分 場所：笠置町役場2階会議室	共通事項6のとおり
開 札 日 時	平成30年2月28日(水) 午前10時30分	
契 約 予 定 日	5日以内	共通事項12のとおり

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 笠置町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (5) 法人及び代表者の法人町民税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の滞納が無いこと。
- (6) 入札に参加する者の間に次に掲げる一定の系列関係がないこと。

ア 資本的關係

親会社と小会社の関係にある場合又は、親会社を同じくする小会社同士の関係にある場合。

イ 人的關係

一方の会社役員（監査員を除く。以下「役員」という。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

ウ その他

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 設計図書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

原則として、当該の公告に示す配布期間に笠置町ホームページの入札情報からダウンロードすること。[\(http://www.town.kasagi.lg.jp/\)](http://www.town.kasagi.lg.jp/)

(2) 設計図書等の閲覧

原則として、笠置町ホームページの入札情報からダウンロードできる。また、当該の公告に示す期間内に、笠置町企画観光課分室で閲覧することができる。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

当該の公告の示す期間内に笠置町企画観光課分室に持参すること。

(2) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類は A 4 版で作成し、1 部提出すること。

ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本町に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉館日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉館日及び正午から午後1時までを除く。))に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉館日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

- (1) 確認申請書、資格確認資料に関する質問は、電話等による問い合わせを随時受ける。
- (2) 設計図書に関する質問については、別記(様式4)に記入し、当該の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
- (3) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書に関する質問にあつては該当の公告に示す日に笠置町ホームページの入札情報に掲載する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札者は、該当の公告に示す入札期日、場所で入札書の投函及び工事費内訳書（任意様式）を提出すること。

イ 入札用封筒には、工事番号、工事名、入札者の指名及び住所並びに「入札書」と記載すること。

ウ 入札書は、入札用封筒に入れ、封印等の処理をすること。

エ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を提出すること。

オ 入札書の日付は当該公告に示す入札（開札）日を記入すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 工事費内訳明細書

ア 入札書の投函に併せ、工事費内訳明細書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳明細書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 工事費内訳明細書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させ、作成の範囲は工事費内訳書及び明細書までとし、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、工事費内訳明細書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 当該公告の入札参加資格要件に掲げる資格のない者の行った入札

- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

オ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

カ 開札時において有効な工事費内訳明細書の提出がなかった者の入札

キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

ク 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

ケ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札

コ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札の執行

開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において行う。

8 落札者の決定方法

笠置町財務規則（平成21年3月23日規則第4号）第104条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

落札者となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

9 入札保証金

免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。笠置町暴力団排除条例（平成23年9月20日笠置町条例第7号）第10条第5項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、技術者の専任を求める工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

11 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

落札者の決定後、5日以内（閉館日は除く）に工事請負契約書を作成すること。

13 入札の中止

町長は、一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取り消し又は中止することができる。

14 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、契約書第10条第3項に定める規定による場合はこの限りでない。
- (7) 笠置町暴力団排除条例第10条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合、技術者の専任を求める工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- (8) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止等の措置を行う。

別紙、企業体要件

1 入札に参加する者に必要な資格

建設工事共同企業体であって、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 建設工事共同企業体の要件

- ア) 構成員の数は2社以上とし、その内訳は(2)の要件を満たす代表者、(3)の要件を満たすその他の構成員であること。
- イ) 自主結成された建設工事共同企業体であること。
- ウ) 構成員の出資比率は、すべての構成員が30%以上の出資比率であること。

(2) 建設工事共同企業体代表者の要件

認可の種類	建築工事業に係る建設業の許可
認定業種	建築一式工事
経審総合点数	建築一式工事750点以上 ※注〔京都府が付した総合点〕
営業所の所在地	京都府山城南土木事務所管内に主たる営業所を置く者
配置予定技術者	監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
その他	出資比率が、構成員中最大の者であること

(3) 建設工事共同企業体のその他の構成員の要件

認可の種類	建築工事業に係る建設業の許可
認定業種	建築一式工事
経審総合点数	建築一式工事650点以上 ※注〔京都府が付した総合点〕
営業所の所在地	笠置町内に本店もしくは、主たる営業所を置く者
配置予定技術者	監理技術者または主任技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格または主任技術者を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け京都府土木建築部長通知に基づく「建設工事共同企業体協定書(甲型)」を準用する。

2 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 建設工事共同企業体(甲型)入札参加資格確認申請書 別記(様式1)

提出期限 平成30年2月16日(金) 午後4時まで

- ア 建設工事共同企業体協定書
- イ 建設工事共同企業体委任状 別記(様式2)
- ウ 誓約書 別記(様式3)

※1 一般競争入札参加資格確認資料として以下の書類(各1部)

①建設工事共同企業体一般競争入札参加申請書・協定書

袋綴じにして押印したもの(原本は落札者のみ落札決定後に契約書と併せて提出)

②委任状

入札・契約に関する権限を代表者に委任するもので、押印したもの（原本は落札者のみ落札決定後に契約書と併せて提出）

③工事实績調書（任意様式）

元請としての工事实績を証する完了時登録工事カルテ受領書の写し、若しくは契約書や仕様書等の写しを添付すること。

④配置予定技術者調書

配置を予定している技術者の在籍を証する健康保険被保険者証等の写し、資格を証する証書等の写しを添付のこと。

⑤建設業法第3条の建設業許可申請における専任技術者証明書の写し

⑥建設業許可通知（証明）書の写し

⑦経営事項審査結果通知書の写し（手続中の場合は、それを証する書類が必要）

（③～⑦については代表者（親）・構成員（子）共に必要）

一般競争入札心得

（目的）

第1条 この心得は、笠置町が行う建設工事等の請負に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他の法令及び笠置町財務規則（平成21年3月23日規則第4号）並びにこの心得、入札説明書及び契約書案の各条項を遵守しなければならない。

2 入札者は、仕様書・設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（入札等）

第3条 入札場においては、静粛にしなければならない。

2 入札者又はその代理人（1名）以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。

3 入札場においては、入札者は私語してはならない。

4 入札者（その代理人を含む。）が、入札しようとする場合は、本入札の参加資格があることが確認された旨の通知書を提示することとし、代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。

5 入札者は、定められた日時、場所において入札書を所定の入札箱に投入しなければならない。

6 入札者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

7 入札者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

8 入札者は、入札に際して当該入札金額の根拠となる工事費内訳明細書を提示するものとし、工事費内訳明細書の提出がない者は入札に参加できない。

（入札の辞退）

第4条 入札者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札の開始時刻までの辞退にあつては、契約担当課に入札の辞退の旨を文書にて連絡するものとする。

3 入札の開始時刻後にあつては、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第5条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第6条 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

2 入札前において天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取

り止めることがある。

(開札)

第7条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において行う。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時、場所に提出のない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札に関し連合等の不正行為をした者のした入札
- (5) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤った記載、記載漏れ若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (6) 本入札の参加資格があることが確認された旨の通知書(写しを含む。)を提示しない者のした入札
- (7) 工事費内訳明細書を提示しない者のした入札
- (8) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札
- (9) 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札金額の記載)

第9条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記入する金額は千円止とし、その表示方法は、「××, 000円」とする。間違えて円まで記入した入札書は有効とするが、千円以下は切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第10条 笠置町財務規則(平成21年3月23日規則第4号)第104条の規定により作成された予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前条の規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(契約書の提出)

第11条 契約書を作成する場合には、落札者は契約書に記名押印し、落札決定通知を受けた日から5日以内に契約担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第12条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(異議の申立)

第13条 入札者は、入札後においてこの心得、契約書案、設計書、仕様書、図面及び入札説明書並びに現場等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(議会の議決を要する契約の特定事項)

第14条 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年9月1日条例第2条）の規定に該当する契約は、笠置町議会の議決を得るまでは仮契約とし、笠置町議会の議決を得た後に成立する。

2 前項の仮契約の当事者が入札執行の翌日から笠置町議会の議決を得る日までに本町の指名停止等の処分を受けたときは、当該仮契約を解除することがある。

3 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。

(その他)

第15条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。

(以上)